## 岩手大学外国人留学生後援会規約 (平成14年12月12日学部長等連絡会承認)

## (名称及び事務所)

第1条 本会は、岩手大学外国人留学生後援会と称し、岩手大学学務部内に置く。

(目的)

第2条 本会は、岩手大学の外国人留学生に対して物心両面から援助することを目的とする。 (事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
  - (1) 生活資金及び学業資金の貸与
  - (2) 民間アパート等の入居に係る賃貸契約の連帯保証
  - (3) 救援者費用の一部支援
  - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 本会は、前項第3号に定める支援費用を補填するため留学生救援者費用保険に加入するものとする。 (会員)
- 第4条 本会の会員は、次の各号に掲げる者で本会の目的に賛同し入会した者とする。
  - (1) 岩手大学の教職員
  - (2) 岩手大学の卒業生及び前号の退職者
  - (3) その他本会の目的に賛同する団体及び個人

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
  - (3) 理事 若干名
- (4) 監事 3名
- 2 会長は、学長をもって充てる。
- 3 副会長は、教育・学生担当の理事又は副学長をもって充てる。
- 4 理事は、岩手大学理事、副学長、各学部長及び各研究科長をもって充てる。
- 5 監事は、学務部長、法人運営部長及び法人運営部次長をもって充てる。

(役員の任務)

- 第6条 会長は、本会を統括し、本会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは会長の職務を代行する。
- 3 理事は、会員の意思を徴し、本会の事業運営について審議する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員会)

- 第7条 本会に役員会を置き、第5条第1項各号に掲げる役員をもって組織する。
- 2 役員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 3 役員会は、役員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 役員会の議決は、出席者の過半数をもって決する。 (会計)
- 第8条 本会の運営に必要な経費は、会費及び寄付金をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月をもって終える。

(会費)

- 第9条 本会の年会費は、1口1,000円とし、会員は1口以上の口数を年度の初めに申し出るものとする。
- 2 会員は、口数に応じた年会費を毎年6月までに一括納入するものとする。

(事務)

第10条 本会の事務は、岩手大学学務部国際課において処理する。

(規約の改正)

- 第11条 この規約を改正するときは、会員の意思を徴して役員会の議を経なければならない。 (補足)
- 第12条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会の議を経て会長が 定める。

附則

- 1 この規約は、平成4年4月30日から施行する。
- 2 この規約に基づく最初の役員は、設立発起人で選出する。

附則

この規約は、平成14年12月12日から施行する。

附則

この規約は、平成16年5月13日から施行する。

附則

この規約は、平成17年1月13日から施行する。

附則

この規約は、平成17年2月10日から施行する。

附則

- この規約は、平成17年4月14日から施行し、平成17年4月1日から適用する。 附 則
- この規約は、平成17年10月27日から施行する。

附即

- この規約は、平成20年7月10日から施行し、平成20年6月5日から適用する。 附 則
- この規約は、平成21年7月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附 則
- この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

- この規約は、平成28年5月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附 則
- この規約は、平成30年5月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。 附 則
- この規約は、令和2年6月11日から施行する。